

(様式第1号)

諏訪市補助金等交付規則第4条関係

補助金等取扱基準

補助金等の名称	団体林等（森林環境保全整備事業）整備補助金
補助事業等の目標	諏訪市内において森林環境保全整備事業を行う団体に対し、長野県が行う当該森林環境保全整備事業に係る経費に対する補助のかさ上げを行うことにより、森林整備を促進させ、森林の持つ多面的機能の維持及び増進を図る。
補助事業等の対象者	信州の森林づくり事業補助金交付要綱（平成27年3月31日26森推第861号林務部長通知。以下「要綱」という。）別表に規定する森林環境保全整備事業を行う団体
補助対象経費	要綱別表森林環境保全整備事業の項に規定する経費であって、市長が特に必要であると認めるもの
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	信州の森林づくり事業実施要領（昭和55年3月3日54営林第405号）別紙1第4の規定により算出した標準経費の25%以内で予算の範囲内 【補助額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	
補助事業等の終了時期	長野県の補助事業が終了するまで 【終期が3年を超える場合の理由】
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	補助申請時：事業計画書及び位置図 実績報告書時：事業の実施内容のわかる書類、位置図及び写真 諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 経済部 農林課 耕地林務係

平成25年4月1日 一部改正

平成27年7月31日 一部改正